

長岡市の公共交通について

長岡市総務部人事課付 渡邊嘉之

1 長岡市概要

- 新潟県の中央に位置する県下第2の都市
- 人口：279,203人（H26.10.1現在）
- 面積：890.91k m²
- 長岡市と周辺10市町村が合併（H17～H23）

2 長岡市の交通

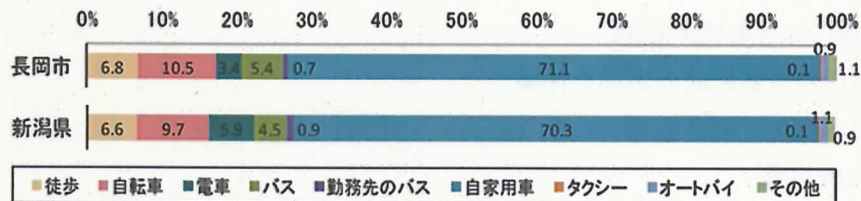
- 主要国道：国道8号、17号
- 高速道路：北陸自動車道、関越自動車道
- 鉄道：JRのみ
 新幹線：上越新幹線
 在来線：上越線、信越本線、越後線、飯山線
- 航路：寺泊～赤泊航路



3 公共交通利用者数

- 鉄道（JR）
 年間の乗車人員は520万人前後で推移
- 路線バス
 S50:2,030万人(ピーク)
 H22:640万人（ピーク時の31%）に減少

4 交通分担率



5 中山間地域における取組

■道路運送法改正(H14)による需給調整規制の廃止により、中山間地域における不採算路線の廃止（線ではなく面で）【小国・山古志・川口地域】

■NPO が運行主体となった過疎地有償運送による生活交通の確保

小国地域 : 運行主体 MTN サポート (H24.4.1 運行開始)

川口地域 : 運行主体 くらしサポート越後川口 (H25.4.1 運行開始)

山古志地域 : 運行主体 中越防災フロンティア (H26.4.1 運行開始)

6 運営課題（持続可能な運営体制の構築に向けて）

■NPO 法人の高齢化（次世代を担う人材の育成）

■運転手の確保

■NPO 法人の経営安定化

■住民の理解、協力

7 総合特区制度の活用

■自立可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区（H24.2.28 認定）

多様な収益を確保することにより経営の安定化を図りながら、継続的に生活サービスを提供するため、次の 2 事項を国に提案

■自家用マイクロバスの貸渡しの許可基準の緩和

過疎地有償運送で使用するマイクロバスをレンタカーとして貸し出すことにより収益を確保

⇒ 不正防止措置を講じることなどを条件に H25.3.19 特例が制度化

■過疎地有償運送の旅客範囲の緩和

過疎地有償運送の旅客範囲の緩和を提案

⇒ 生活支援ボランティア（雪下ろしなど）までは現行法で可能に

⇒ H26 も継続協議

移送サービス中の介助について

私たちの移送サービスは、単に利用される方を目的地まで送迎するだけのものではなく、それを通して利用される方の社会生活の向上につながるものと考えています。よって私たちの移送サービスをご利用中に、車の乗り降り以外に介助を希望される場合には、運転協力員もしくは介助スタッフによる、安全で適切な介助をご利用いただけます。例えばベッドから車までの移動介助や、移送中のつきそい、また外出先での買いものなどの介助も行なっております。

移送サービス中の介助は予約制とし、移送サービスの利用予約と同時に受けつけます。費用は1時間につき1400円です。ご予約の際は、お気軽にコーディネーターまでご相談ください。

Welcome To HAT

ヘルプ協会たちかわ(通称HAT)では
こんな事業を行なっています

24時間ホームヘルプサービス

立川市にお住まいの高齢者、身体・知的・精神障害者で、日常生活に介助が必要な方々に対し、ホームヘルパーの派遣を行なっています。

・派遣内容

家事援助 身体介助 見まもり 相談など
研修事業 等

ご連絡先:

幹福社会

ヘルプ協会たちかわ

移送サービス

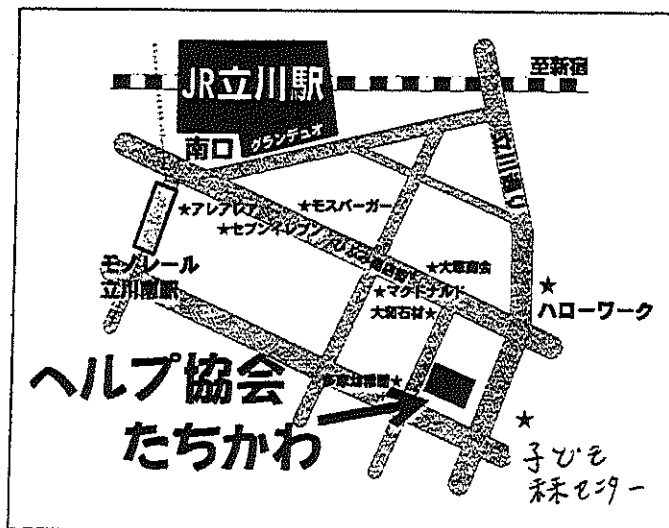
〒190-0022

立川市錦町3-1-29 杉山ビル立川1F

TEL 042-522-6144

FAX 042-521-1664

地図:



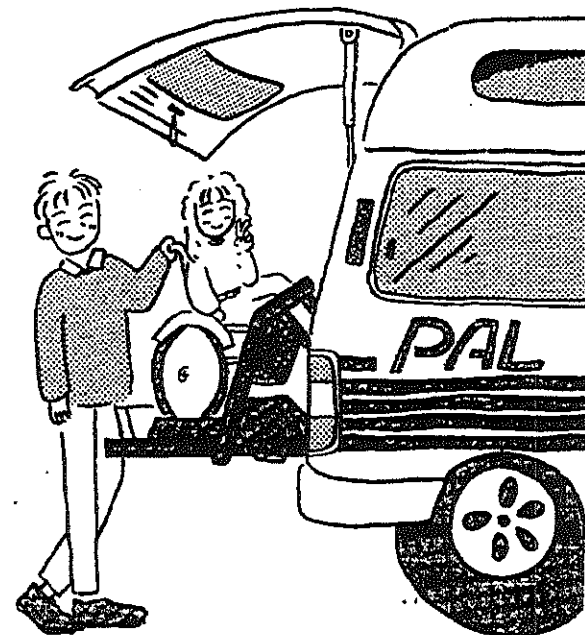
*立川駅南口より徒歩10分

社会福祉法人

みきふくしかい
幹福社会 ヘルプ協会たちかわ

移送サービス

ご利用のご案内



幹福社会 ヘルプ協会たちかわ 移送サービスのご案内

私たちの移送サービスは、街中のバリアのために家や施設の中に関じこもりがちになりやすい、障害のある方や高齢者が、社会生活の利便や生活圏の拡大、また自らの積極的な社会参加を望まれる際に、その移動を援助するものです。

障害のある方や高齢者などの歩行困難な方々の移動については、その基盤整備を進める、通称「交通バリアフリー法」が2000年11月に施行されています。新設の駅、バスターミナルなどのバリアフリー化が、公共交通事業者に対して努力義務とされたのに加え、周辺環境の整備には市町村の果たす役割が大きくなりました。しかしながら、依然として街中の段差やリフトつきバスの台数の問題など、様々な制約が歩行困難な方の公共交通機関の利用に伴っているのが現状で、そのバリアは完全には解消されていないのです。

私たちヘルプ協会たちかわ移送サービスは、リフトカーなどの車両を安全に運行することにより、私たちのサービスを活用した社会参加の機会が、ご利用される方、およびそのご家族にとって、安心できる、気軽なものとなることをねらいとして、活動を行っています。買いもの、レジャー、病院への通院、リハビリテーションやデイサービスへの通所、駅までの利用など、皆様のご要望に合わせてご利用いただけます。どうぞ私たちのサービスを利用して、街に出かけてみてください。

【移送サービスを利用するには?】

私たちのサービスをご利用いただける対象となる方は、原則として立川市に居住する、障害のある方（年齢、障害の種は問いません）と高齢者で移動に制約を受け、外出が困難な方です。

ご利用いただくには、ヘルプ協会たちかわの移送サービス会員に登録する手続きを行なっていただきます。会員登録の費用はかかりません。

予約受付は、利用日の2ヶ月前から3日前までですが、予約は早いほど確実に取れます。受付時間は月曜～金曜（祝日を除く）の9:00～17:30までです。

【利用目的に制限は?】

制限は設けておりません。私たちの移送サービスは、買いものやレクリエーション・旅行などに利用していただくことを中心として、移動に制約をうける方の生活、社会参加全般のお手伝いをしています。

【運行範囲や、運行時間は?】

運行の範囲としては、原則として出発地、目的地のいずれかが立川市及び近隣地区としますが、特に必要とされる場合には、長距離、泊りがけのご旅行にも対応できます。事前にご予約いただければ、日曜・祝日・夜間の運行も可能ですのでお気軽にご相談ください。

【サービス利用にかかわる費用】

運行の所要時間①と走行距離②にかかわる費用を下記のとおり計算し、合算してご請求いたします。詳しくは当会までお問い合わせください。

① 利用時間による費用

出庫から帰庫までの通算の時間で

最初の1時間につき、1000円

30分経過ごとに、500円（消費税込み）

② 距離による費用

・ 出発地、目的地とも立川市内の運行の場合は無料

・ 出発地又は目的地が立川市外の運行の場合は走行距離1kmにつき50円（消費税込み）

【移送サービス会員登録の方法】

移送サービス会員の登録をご希望される方は、ヘルプ協会たちかわの事務所へ直接いらっしゃるか、お電話などでご連絡ください。必要書類をお送りいたします。